

入院時の食事代（入院時食事療養費）について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

医療保険に加入している方が入院されたとき、食事１食につき５１０円を標準負担額として自己負担していただきますが、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」）の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、標準負担額が下表のとおり減額されます。

なお、マイナンバーカードや健康保険証を利用したオンライン資格確認システムにて、患者本人が同意し、適用区分がシステムで確認できれば、限度額証の提示は不要です。なお、お申し出下さい。

■入院時１食あたりの負担額

区分	入院日数	標準負担額（１食）
住民税課税世帯の方	入院日数にかかわらず	５１０円
住民税非課税世帯の方 （低所得Ⅱ、限度額区分オ）	申請月以前１２ヶ月以内に ９０日までの入院日数	２４０円
	申請月以前１２ヶ月以内に ９０日を超える入院日数 【長期該当】 （この減額の適用を受ける ためには、保険者へ申請が 必要です。）（注１）	１９０円
住民税非課税世帯の方で所得 が一定基準に満たない７０歳 以上の方 （低所得Ⅰ）	入院日数にかかわらず	１１０円

（注１）住民税非課税世帯の方で申請月以前１２ヶ月以内に９０日を超える入院をされた方は、「長期該当」の申請をし、窓口で提示しないと１９０円の減額の適用は受けられません。

※詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。